

生 衛 ー 8 9 6
平成30年12月14日

各地域振興局福祉環境部長 様

生 活 環 境 部 長

住宅宿泊事業法に係る運用について（通知）

住宅宿泊事業法（以下「法」という。）が、平成30年6月15日から施行されております。本県においては、住宅宿泊事業を営む者の適正な事業運営を確保するため、法令に定めることのほか、次のとおり運用しますので、その実施に当たり、御配慮くださいますようお願いいたします。

第1 届出

法第3条第1項に基づく届出は、電子申請の場合には、届出方式ごとに必要な添付書類等の有無及び電子署名等を確認することとし、地域振興局福祉環境部へ直接書面で届出が提出された場合には、法第3条第2項各号に定める記載事項が記入されていること及び同条第3項に定める書類が添付されていることを確認することとする。

- (1) 添付書類に記載漏れ等がないか確認する。
- (2) (1) に不備があった場合は、補正を求めることとする。なお、一定期間を決めて補正を求めることが望ましい。

第2 届出添付書類

法第3条第1項に基づく届出には、宿泊者の安全性等を考慮し、次の理由により、添付書類を求めることとする。この際、第1の(1)及び(2)と同様に取り扱うこととする。

(1) 消防法令適合通知書

住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）において、「都道府県知事等は、届出住宅が消防法令に適合していることを担保し、住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的から、消防法令適合通知書を届出時にあわせて提出することを求めるもの」と示されていることから、添付を求めるものである。

(2) 同意書（住宅宿泊事業法に係る個人情報等の取扱い）

届出住宅の周辺住民等の不安解消に努めることとともに、事業者自らが苦情処理等に取り組む必要があることから、県の公式Webサイトに届出者の氏名、住所等の届出情報を公表する必要があり、届出者本人の同意を求めるものである。

(3) 住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト

人の居住の用に供されている住宅を一時的に宿泊事業に活用するものであり、部屋の構造を熟知していない宿泊者が滞在することから、届出者による宿泊者の安全の確保に関する責務及び講じた内容を明確にするため、添付を求めるものである。

(4) 水質試験結果書（専用水道、簡易専用水道、小規模水道、飲用井戸等の場合に限る）

公共性の高い水道以外から供給される水の安全性を高めるため、可能な限り、添付を求めるものである。

(5) 住民票（届出者が個人の場合に限る）

届出者の実在及び届出内容を確認するため、添付を求めるものである。

第3 他法令に基づく届出等

届出番号の通知に当たり、水質汚濁防止法等、届出が必要な法令の手続きについて説明するとともに、速やかに届出するよう指導するものとする。

第4 関係機関との調整

法第3条第1項に基づく届出が地域振興局福祉環境部に提出された場合には、関係機関と必要な調整を行うものとする。

地域振興局福祉環境部は、届出番号の通知後、速やかに関係機関に通知することとする。